## 特集2 動き出した排出権取引

## 出番待つ先物取引

## 東工取など研究活発も、法改正待ち

編集部

排出権取引が始まれば、次に行われるの が先物取引ではないでしょうか。

実はすでに排出権取引が行われている英国では、結構、排出権の価格が動いています。というのも、英国では一定の期限で企業に削減量を義務づけており、そこで、その期限が来ると企業の買いが増え、価格が上昇しているのです。昨年の例だと、12月ごろには1トン約5ドルと夏場に比べ5割以上価格が上がっています。

日本でも排出権の現物取引が行われれば需給によって価格の変動は避けられず、その価格の変動によるリスクを防ぐため、先物取引が必要になってくる可能性は極めて大きいといえます。そこで、その日に備え、商品取引所などが研究、検討を始めています。

その1つが東京工業品取引所(東工取)です。東工取は原油、貴金属などの取引所として世界に知られていますが、今年1月「市場構造研究所」を立ち上げ、本格的に研究に取り組み始めました。この研究所は東工取の専務理事を所長に、外部から大学教授など5人を招き、排出権取引、天候デリバティブなど、一般に「無体物」といわれるものの取引などについて研究を進めています。

なかでも排出権取引は経済産業省の委託を受け、「排出権取引の国内制度」について研究中で、来年3月末までに研究報告書をまとめます。この受託研究は「特に先物取引には関係なく、望ましい制度について幅広い見地から研究する」としていますが、それとは別

に東工取独自の見地から無体物の取引についても研究を進めたいとしています。

もう1つ、東京金融先物取引所も食指を伸ばしています。といっても「ニーズがあったら上場したい」とはしているものの、「現物の受渡しを行うか、差金決済だけを行うか」といった具体的な研究まで進んでいません。これも政府の方針がまだ固まっていないため、研究を進めにくいからです。ただ、環境省の行っている研究会のメンバーにはなっており、「いざ鎌倉」への備えは怠りありません。

先物取引は現物の価格変動をヘッジするのが大きな目的ですので、現物取引が行われないことにはできません。また、不特定多数が参加する取引なので、取引が標準化され、権利の移転がはっきりすることも必要です。ところが、そこがまだ、はっきりしていないので、動きにくいのです。

また、商品取引所法では排出権など「無体物」の取引についての明確な規定がありません。所管官庁では、産業構造審議会が開催され、商取法改正も含め、商品先物取引制度の今後のあり方を検討しています。年内にも案がまとまる予定ですが、そのなかで、無体物の取引にも触れられる可能性が強いようです。

そうでなくても、現物取引が始まれば、商 品取引所法が改正されることも考えられ、先 物取引の開始は時間の問題といえるでしょう。

そのとき、排出権取引はさらにリスクヘッジのために利便性、信頼性の高いものになっていくことでしょう。